

～介護保険課介護給付係からのお知らせとお願ひ～

○令和3年8月から、特定入所者介護サービス費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わりました。

在宅で暮らす方との公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から見直しが行われました。詳しくは、厚生労働省からのリーフレットをご確認ください。

○負担限度額認定証申請について

・添付書類について

預貯金等の写しを添付していただいているが、次の点が散見されますので提出前にご確認をお願いします。

（1）定期預金の写しが無い

総合預金(貯金)口座の場合、口座名義人や口座情報が記載されているページに定期預金口座番号の記載があると、定期預金を保有している場合があります。口座は保有しているが記帳がない、すでに解約済みで残高がない、といった場合でも残高が無いことを確認させていただいておりますので、原則提出をお願いします。

（2）別の金融機関口座（年金等の確実な入金が記帳されていない通帳）の写しが無い

年金入金の記帳がない場合、他に預金口座をお持ちであるという疑義が生じますので、提出時に記帳内容の確認をお願いします。

・各月の申請締め切りについて

介護保険負担限度額認定の適用開始日は、生活保護に関する事例、所得更正等の理由を除き、申請月の初日となります。

月末に町村で申請書を受理(受付)した場合は、月の初日の適用開始日となります。

※ただし、郵送等により月初めに後志広域連合に届いた場合は、国保連への「受給者台帳情報異動」処理期限の都合上、原則翌月の処理となります。

そのため、介護報酬は月遅れ請求となりますので、補足給付を受けられる介護サービスを利用する際は、早めの申請をお願いいたします。

○住宅改修費申請に伴う事務取扱について

（1）住宅改修費支給申請書の提出について

申請日受理から着工日までの日にちが近いため、書類に不備等があった場合、着工日までに許可が間に合わない場合があります。

※申請から着工までは、おおむね10日程度の余裕を設けるようにしてください。

（2）完了届の提出について

提出時期が数カ月後や未提出の申請が、月に数件あります。

利用者の支払いの事情等の場合もあるかと思いますが、着工時に十分説明を行い、改修

終了後は、1カ月以内に提出ください。

特段の事情や改修が中止になった等の場合は、電話で構いませんのでご連絡ください。

(3) 改修内容について

単なる老朽化による手すりの取替え等、介護保険の給付の対象とならない申請が見受けられます。

申請時アセスメントを行う際、介護保険の給付対象であるか、単なる予防のための改修ではないかを確認し、本人の自立支援のための改修を行ってください。

○介護報酬の過誤申立について

変更に係る経緯や状況が不明な場合、確認作業に時間が掛かっております。

スムーズな事務作業のため、申立書の申立事由欄に詳細を記載していただくか、添付書類（介護給付費明細書（レセプト）の訂正前と訂正後）の提出をお願いします。

また、次の内容の過誤が増えていますので、確認をお願いします。

(1) 区分変更中に請求を行い、請求が通ったことによる過誤

(2) 限度額認定証の額で食事代・居住費の請求を行わず請求が通ったことによる過誤